

議案第 17 号

市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 9 月 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市川市職員退職手当支給条例（昭和 27 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

第 5 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 25 年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

第 5 条の 3 中「第 4 条第 1 項第 3 号」を「第 4 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 5 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（退職の理由の記録）

第 5 条の 5 任命権者は、第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市職員退職手当支給条例の

規定は、平成30年9月1日から適用する。

理 由

国家公務員の退職手当制度を踏まえ、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員に係る退職手当について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。